

山本社会保険労務士事務所便り

トピックス

- 最新・行政の動き
- ニュース
- 監督指導動向
- 調査
- 実務に役立つQ & A
- 今月の実務チェックポイント

2024

10



最新・行政の動き

令和7年度 賃上げ支援へ助成金拡充 実績に応じ加算措置 厚労省

厚生労働省は令和7年度、生産性向上や正規・非正規の格差是正など賃上げ支援に関する助成金を拡充する方針です。

設備投資や人への投資などによる生産性向上への支援関係では、人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）や働き方改革推進支援助成金などを拡充します。

このうち前者は、賃金規程・諸手当などの制度や人事評価制度、職場活性化制度といった雇用管理改善につながる制度を導入し、離職率を低下させた事業主に支給するもの。現在は支給を休止していますが、来年度から受付けを再開します。その際、既存の人事評価改善等助成コース（7ページ参照）を統合します。助成額は、賃金規程・諸手当や人事評価制度の導入で各40万円、それ以外の制度の導入は20万円で、上限は計80万円とします。ただし、賃上げ5%の要件を満たした場合には、各支給額の25%を上乗せ支給します。

働き方改革推進支援助成金は、労働時間削減などに向けた環境整備のために、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入を実施し、成果を挙げた中小企業が対象。現行制度では、賃金を3%以上引き上げた場合に、その労働者数に応じた加算措置を設けており、5%以上の引上げには原則として最大240万円を加算しています。来年度はさらに「賃上げ7%以上」の区分を設け、最大360万円を加算します。

非正規労働者の処遇改善を後押しするキャリアアップ助成金の賃金規定等改定コースでは、賃上げ6%以上を実施した際の支給額を引き上げるほか、昇給制度を新たに設けた企業に対し、1事業所当たり20万円（大企業15万円）の加算措置を設けます。

山本社会保険労務士事務所

〒300-3255 茨城県つくば市玉取 2373-1

電話：029-879-5176 FAX：029-879-5386

<https://yamamotosr.jp/>

ニュース

最賃平均 1055 円 27 県が引上げ 目安上回る 答申結果

厚生労働省は、全国すべての地方最低賃金審議会ですべての地域別最低賃金の改定額を答申したと発表しました。47 都道府県の引上げ額は 50～84 円で、全国加重平均額は前年度から 51 円上昇して 1055 円になります。上昇額は、「目安」創設以降で最も高く、27 県で中央最低賃金審議会が示した目安額の 50 円を上回りました。

改定後の最賃は 10 月 1 日から順次発効します。

	時間額	引上額		時間額	引上額		時間額	引上額
北海道	1,010	50	石川	984	51	岡山	982	50
青森	953	55	福井	984	53	広島	1,020	50
岩手	952	59	山梨	988	50	山口	979	51
宮城	973	50	長野	998	50	徳島	980	84
秋田	951	54	岐阜	1,001	51	香川	970	52
山形	955	55	静岡	1,034	50	愛媛	956	59
福島	955	55	愛知	1,077	50	高知	952	55
茨城	1,005	52	三重	1,023	50	福岡	992	51
栃木	1,004	50	滋賀	1,017	50	佐賀	956	56
群馬	985	50	京都	1,058	50	長崎	953	55
埼玉	1,078	50	大阪	1,114	50	熊本	952	54
千葉	1,076	50	兵庫	1,052	51	大分	954	55
東京	1,163	50	奈良	986	50	宮崎	952	55
神奈川	1,162	50	和歌山	980	51	鹿児島	953	56
新潟	985	54	鳥取	957	57	沖縄	952	56
富山	998	50	島根	962	58	加重平均	1,055	51

第1号は PayPay デジタル払いの指定業者 厚労省

厚生労働省は、賃金のデジタル払いに関与できる資金移動業者として、PayPay(株)を指定しました。

賃金のデジタル払いは、各事業場で労使協定を締結し、本人の同意を得たうえで、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動によって賃金を支払うもの。昨年4月の改正労規則施行によって導入されました。厚労大臣が指定したのは同社が初めて。

デジタル払いが行える口座名は、「PayPay マネーアカウント（給与受取）」で、口座残高の受入れ上限額は 20 万円。上限額を超えた場合には、超過金額を、労働者が指定した銀行口座などに自動で送金します。

同社破綻時には、保証機関である三井住友海上火災保険(株)が口座残高の全額を保証します。破綻時から 6 営業日以内に、労働者が指定する銀行口座などに保証額を振り込みます。

同社のデジタル払いサービスは、ソフトバンクグループ各社の従業員を対象に先行して開始します。そのほかの企業の労働者については、年内開始を見込みます。申込みは各労働者が PayPay アプリ内から行います。

監督指導動向

均等・均衡待遇 慶弔休暇の違反めだつ 是正指導は 176 件に 大阪労働局

大阪労働局は、同一労働同一賃金の遵守徹底に向けて、是正指導を強化しています。このほどまとめた令和5年度のパートタイム・有期雇用労働法に基づく是正指導件数は、1143 件に上りました。4 年度の 501 件から倍増し、なかでも均等・均衡待遇に関する指導は、約 18 倍となる 176 件実施しています。違反の多くは、慶弔休暇などの福利厚生や手当における不合理な待遇差でした。

たとえば慶弔休暇では、正社員には付与しているが、短時間・有期雇用労働者には付与していなかったり、日数を減らしていたりする会社が多くみられました。待遇差を設ける場合であっても、1 週間に 3 日のみ勤務する短時間労働者については、まずは勤務日の振替で対応できないか検討するよう指導したケースがありました。

給与面では、通勤手当などの各種手当の支給基準に不合理な待遇差を設けている企業を多数確認しました。待遇に差を付ける場合は、所定労働日数に応じて日額交通費を支給するなどの指導を行っています。

同労働局では、昨年度以上に報告徴収を積極化しています。「労基署の監督時には、必ず同一労働同一賃金の状況を確認している。法遵守の徹底に向け、丁寧に指導を行っていく」としています。

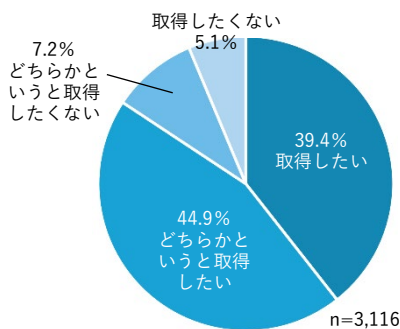
調査

男性3割が半年超希望 若年層における育児休業等取得に対する意識調査

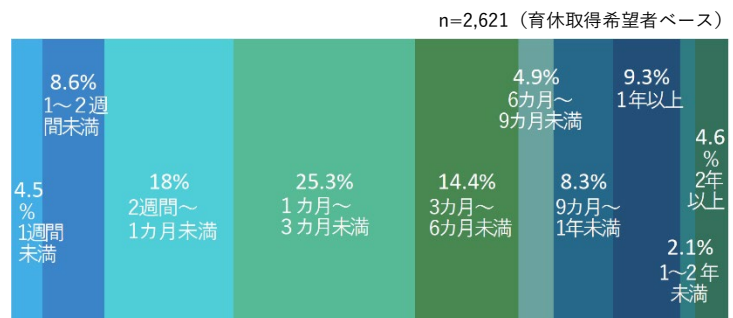
調査は今年6月に、18～25歳の若年層を対象に実施しました。速報値を公表しています。

育児休業を取得したいと回答した男性の割合は84.3%でした。育休取得の希望期間については、半年以上を希望した割合が29.2%と、約3割に上っています。3～6カ月未満は14.4%、1～3カ月未満は25.3%となっています。

育休をどの程度取得したいと思うか（男性）



男性の育休取得希望期間



男性の育休取得実績がない企業に「就職したくない」または「どちらかという就職したくない」と回答した割合の合計は、61.0%に上りました。男性は57.3%、女性は65.1%となりました。就職活動において、男性の育休取得実績を重視している状況がうかがえます。

育休取得率が高い企業に対して抱くイメージは、「安定している」と回答した割合が41.5%で最も高く、「社員思い」が39.3%、「休日・休暇が多い」が28.4%が続いています。

実務に役立つQ & A

請負募集にルール？ 職安法の留意点教えて

Q

当社でフリーランスの請負契約で働いてくれる人を募集したいと考えています。労働者の募集手続き等に関しては職業安定法に規定がありますが、フリーランスの募集にも何らかのルールがあるのでしょうか。留意点があれば教えてください。

A

労働者の募集を行う者や募集情報等提供事業者に対しては、求人等に関する情報の的確な表示が求められています（職安法5条の4第1項）。個別の労働条件（従事すべき業務の内容等）の明示（法5条の3第1項）に至る前の広告等の的確表示を定めるものという位置付けです。

募集・求人業務取扱要領では、広告等で求人情報を提供する際は、いわゆる労働条件等の明示事項（職安則4条の2第3項各号のほか指針記載の事項）を可能な限り含めることが望ましいとしています。

雇用契約を前提とした労働者の募集と、フリーランス等の請負契約の受注者の募集が混同されることのないよう表示する必要があります（法5条の4第1項、指針〈令5・3・31厚労省告示165号〉）。令和6年11月施行のフリーランス法や指針にも、同様の規定が設けられています。

今月の実務チェックポイント

いよいよ始まるマイナ保険証

既に全国健康保険協会または健康保険組合からご案内されている通り、令和6年12月2日より、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナンバーカードでの保険証（マイナ保険証）を利用して医療機関等を受診する仕組みに移行されます。

【現在交付されている健康保険証について】

- ・令和6年12月2日時点において有効な健康保険証は、最大1年間（令和7年12月1日まで）有効
- ・ただし、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合は失効
- ・マイナンバーカードを保険証として利用できるようにする事前登録は、マイナポータル、セブン銀行のATMで可能
- ・顔認証付きカードリーダーがある医療機関等での登録も可能
- ・現行の健康保険証と同様に、医療機関を受診する際にマイナ保険証の提示は必要
- ・何らかの事情によりマイナ保険証を有しない人には「資格確認書」を無償で交付

全国健康保険協会に加入の事業所については、「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバーの下4桁）」が送付されます。

個人ごとに窓付きの封筒になっていますので、開封せずに被保険者の方へ配布します。送付時期は令和6年9月と令和7年1月です。

受け取った被保険者の方は、「資格情報のお知らせ」を点線で切り取って保管します。

【マイナ保険証の利用方法】

マイナ保険証を利用できるのは、オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等になります。

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関の場合、以下の方法で受診することになるため「資格情報のお知らせ」はマイナンバーカードと併せて保管しておきましょう。

1. マイナ保険証＋スマートフォンのマイナポータルの資格情報画面
2. マイナ保険証＋配布される資格情報のお知らせ

【マイナ保険証のメリット】

- ・初めて受診する医療機関等でもデータに基づき、より適切な診断を受けられる
- ・過去に処方された薬や重複する投薬を避けられる
- ・旅行先や災害時で薬の情報等を医師等に連携できる
- ・手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される（窓口で限度額情報の表示に同意が必要）
- ・窓口負担額が現行の健康保険証より少し安くなる
 - ・マイナポータルで確定申告する際に医療費控除が簡単になる

